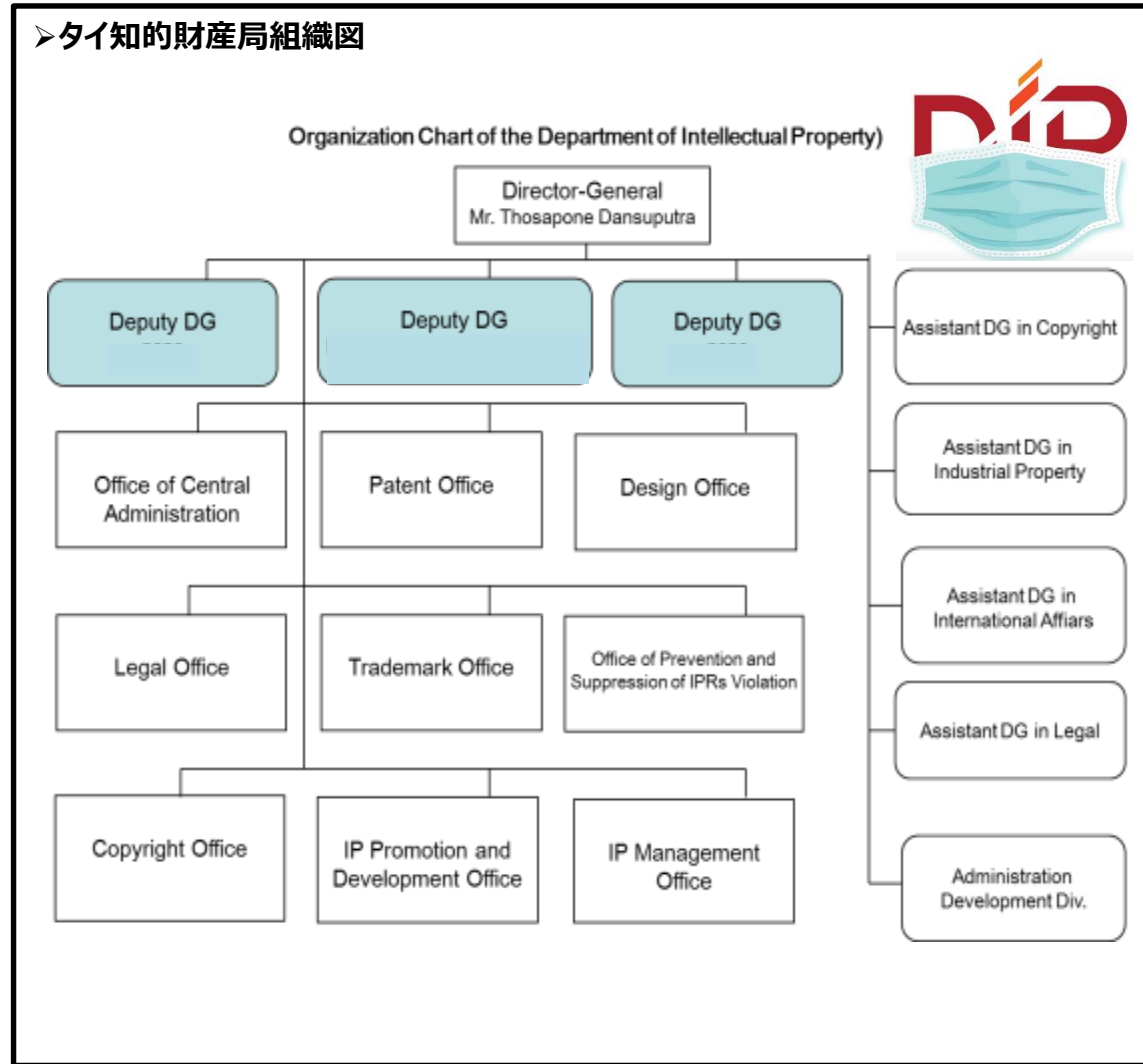


# メコン地域（タイ、ベトナム、 カンボジア、ラオス、ミャンマー）の知財概況



**陸のASEAN**

## タイ知的財産局組織図



## タイ知的財産局 トッサポン局長



在ジュネーブ世界貿易機関タイ政府代表部、知財局法務部長、知財局副局長（法務・エンフォースメント担当）等を経て、

2016年11月  
タイ知財局長に就任

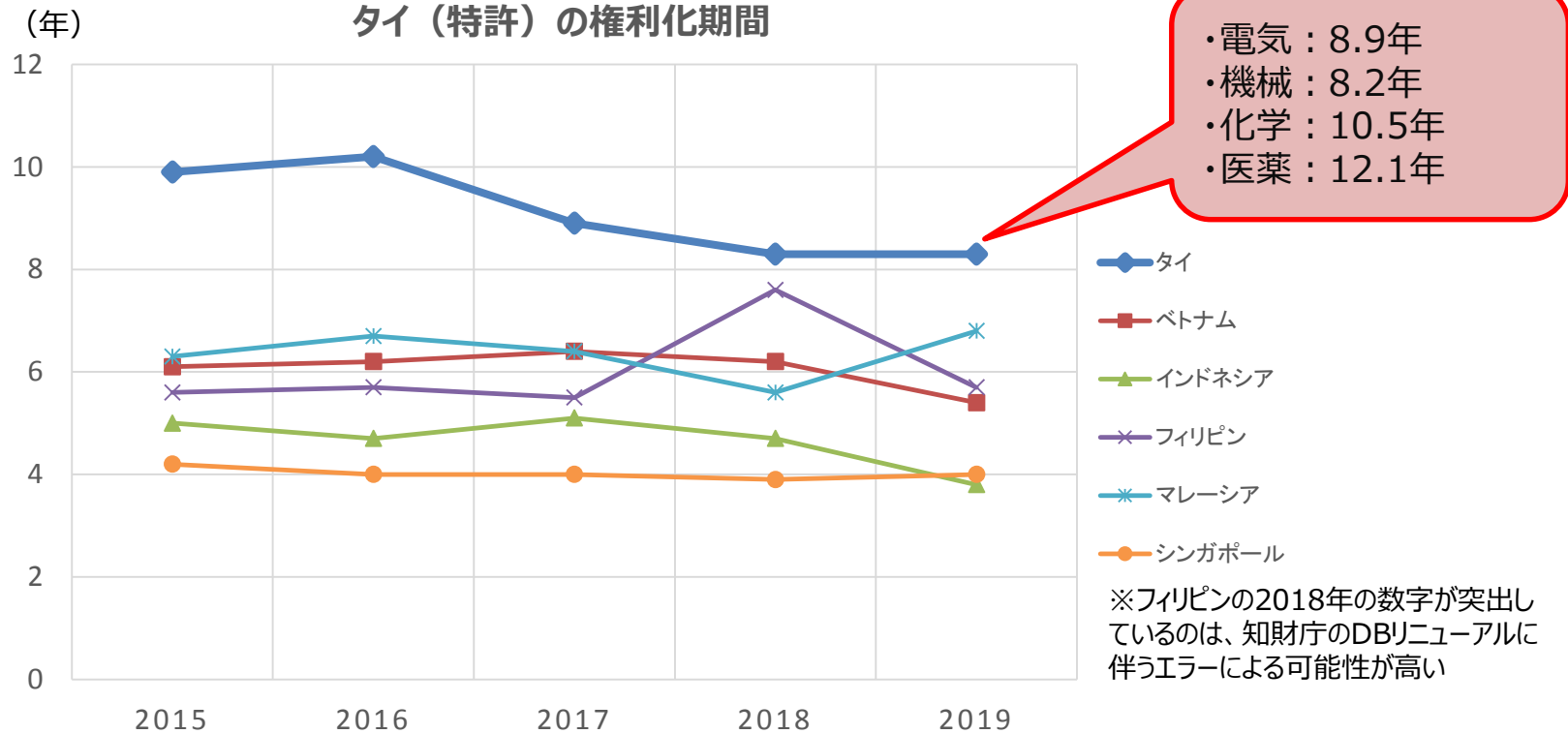
## タイ商務省知的財産局



商務省に所属

1992年に商務省に知的財産局が創設

職員数：約500名  
（うち、特許審査官約100名）

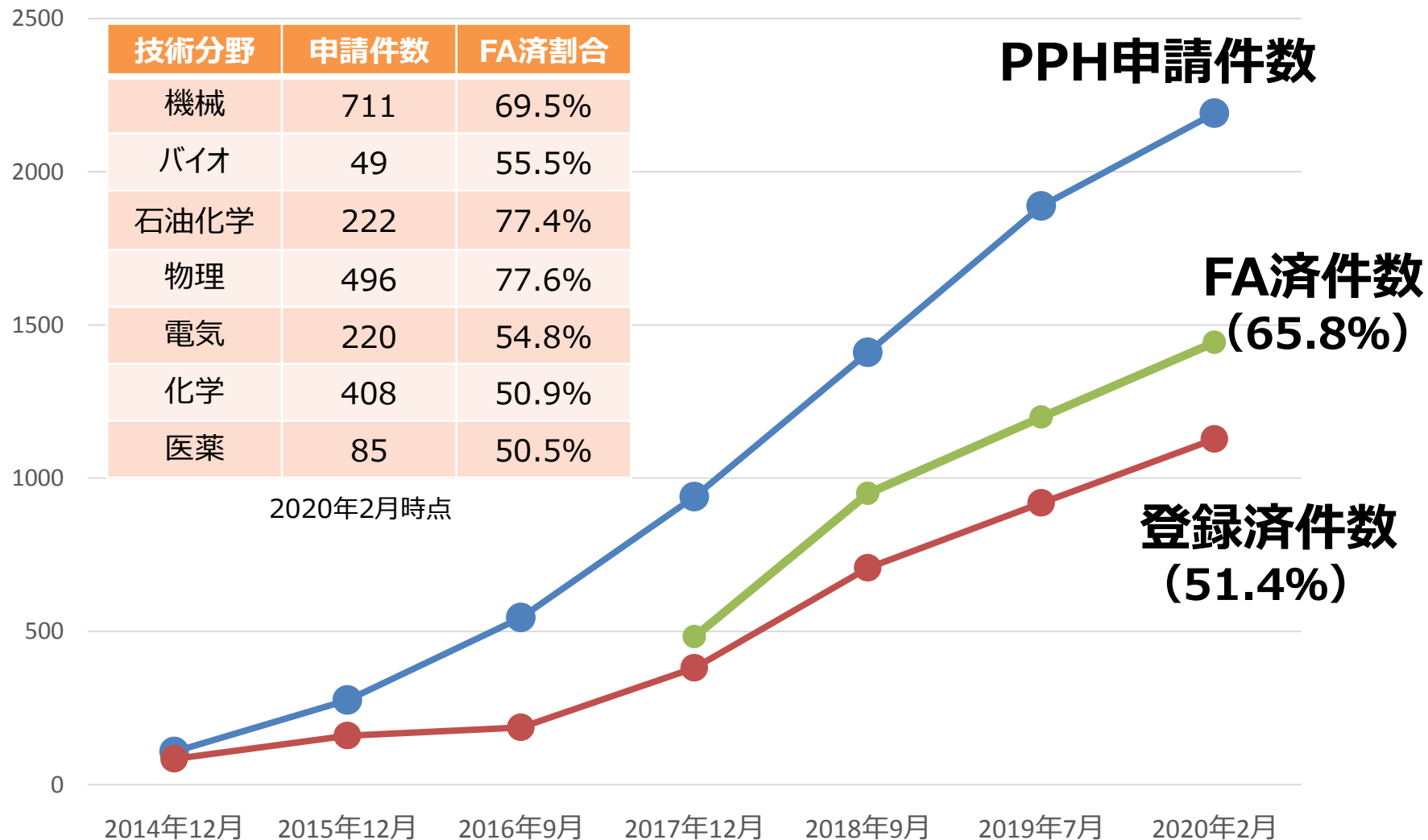


タイ審査官人数の推移

	2015	2016	2017	2018	2019
特許	24	43	76	94	106

- 依然として審査遅延の問題は残るが、**タイについては改善**されつつある。
- 日本出願人の登録率は、全体の30%と比べて高く、50%前後。

## 累積件数推移



特許法（発明特許）は2020年改正予定、その後、意匠特許を改正予定（2020年以降）だが関係組織、国会を経る複雑な成立プロセスにより見通しは不透明。

## 発明特許： 権利化前

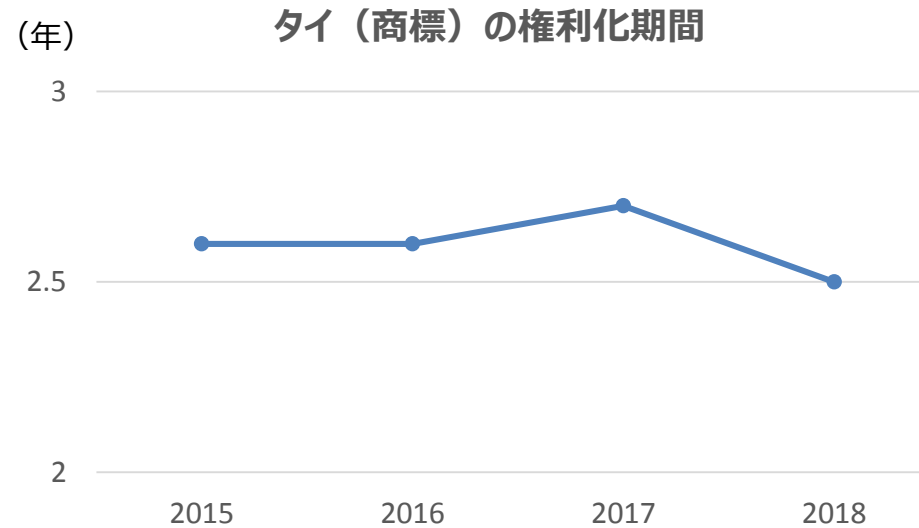
- ① 出願公開時期の法定化
- ② 自発分割の導入
- ③ 審査請求の出願日基準化
- ④ 新規性の世界公知基準の明確化

## 発明特許： 権利化後

- ① 登録後の誤記訂正
- ② ライセンス登録制度の緩和
- ③ ライセンス登録閲覧の制限

## 意匠特許

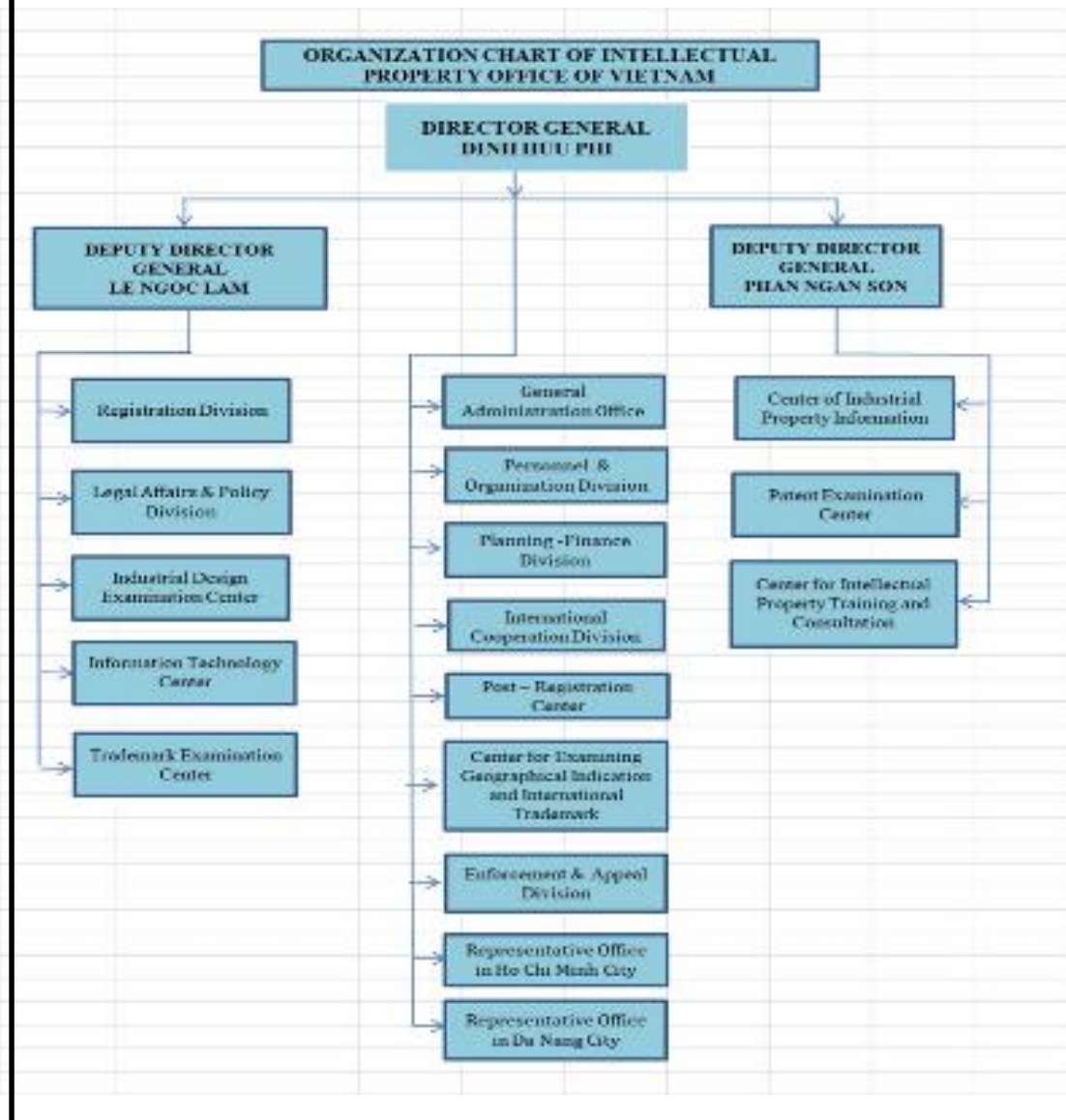
- ① 権利期間の伸長（10年→15年）
- ② 部分意匠制度、関連意匠制度の導入
- ③ 自発補正、分割の導入
- ④ 公開遅延請求制度の法定化
- ⑤ ハーグ協定への対応



- 2018年の出願は約5万件。商標登録率は70%前後で推移。
- 指定商品・役務の審査が厳しい（細かな記述を求められる。）
- 商標の識別性の審査が厳しい（間接的な表示語も拒絶される傾向にあり。二文字以上のアルファベットも装飾化されていないとNG。）
- 法律・審査基準と実際の審査運用に乖離あり（識別性や他人の登録商標を理由とする拒絶理由について、審判請求する前に補正等で解消できないか担当審査官と協議すべき。）

- 2017年11月よりマドプロ出願の受付を開始。
- 指定国官庁として、18カ月以内に暫定拒絶通報を発出する必要があるが、現在この期限をなんとか遵守。
- 英語で記載された商品・役務は知財局でタイ語に翻訳して審査するため、誤訳が生じた場合適切なサーチがなされない可能性あり。
- 公開公報には、知財局で付されたタイ語翻訳も公表されるため、誤訳を発見した場合は、公開から60日間（異議申し立て期間）に限り、審査官に対して誤訳の修正が可能。
- 登録証に記載の指定商品・役務は英語表記のみだが、知財局の公開DBでは、指定商品・役務はタイ語でのみ表示されてしまう。

## ▶ベトナム国家知的財産庁 (IP VietNam) 組織図



## ▶ベトナム科学技術省 フィー長官



1986年 ベトナム国家大学哲学  
部講師

政府官房総務局、科学教育文化  
局等を経て

2017年3月より  
ベトナム知財庁長官に就任

## ▶ベトナム国家知的財産庁 (IP VietNam)



科学技術省に所属

1982年に創設され  
た、国家発明室を前  
身とし、現在は科学  
技術省の一組織

職員数：約300名  
(うち、特許審査官  
約75名)



- 特許の審査待ち案件は約18,000件  
（年間出願件数の約3年分）
- 特許審査期間は約5～6年。



## 日ベトナム特許審査ハイウェイ（PPH）の実施

- 2016年4月より試行開始（受付上限100件/年）
  - 2016年：4月1日～8月24日受付終了
  - 2017年：4月1日～5月30日受付終了
  - 2018年：4月1日～4月3日受付終了
  - 2019年：4月1日(2時間)100件受付終了、10月1日(40分)100件受付終了
  - 2020年：5月4日(25分)100件受付終了

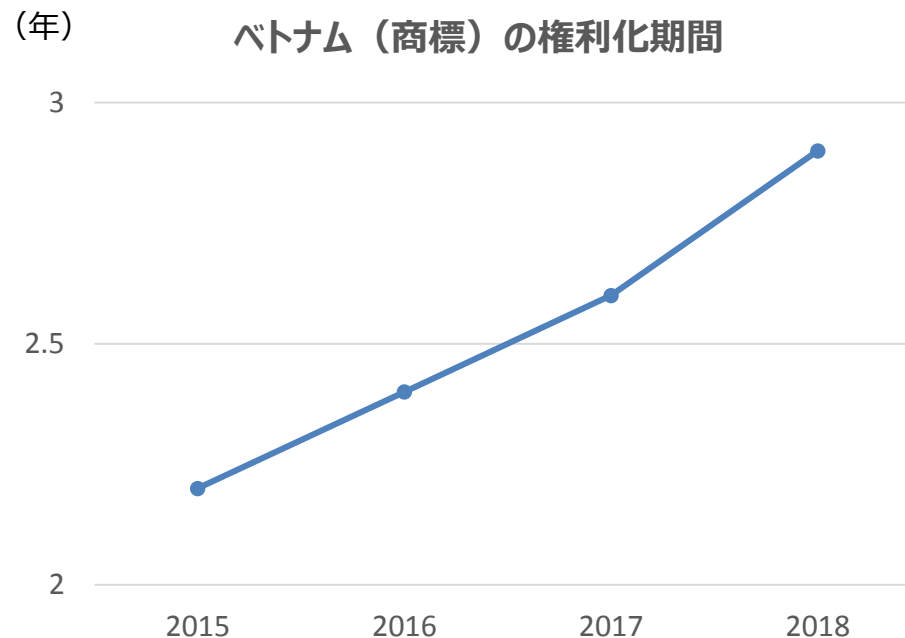


2019年度より、  
受入**上限200件/年**に拡大

### 2019年7月-12月実績

- 審査期間  
FA:平均約**5.7**月※  
最終:平均約**6.1**月※
- 審査結果  
特許率：**100%**  
FA特許率：**80%**
- これまでに分かっている課題
  - 出願公開前にPPH申請がされた場合は  
すぐに審査ができない  
（出願公開を待たなければならない）
  - **ベトナム語への誤訳が多い**

※PPH申請日または公開日の遅い方からカウント



- 2018年の出願は約4万5000件。商標登録率は70%～80%前後で推移。
- 国内出願について、審査遅延が喫緊の課題。法定期間（2カ月以内に出願公開、出願公開から9カ月以内に審査）を守れていない。
- マドプロの法定期間である12カ月は守れているとのこと、マドプロ出願を利用した早期権利化が期待される。
- 外国語商標の出願は注意。日本語は稀な言語とみなされ、ベトナム需要者が認識できないとしてNG。
- 冒認商標問題が多発。事前にベトナムにも広く出願するか、異議申立による対応が時間・費用面で最善。

## 国家知的財産委員会 (NCIPR)



- ・国家知財戦略の策定
- ・省庁間連携の円滑化
- ・知財の普及、エンフォースメント

## 商務省 (MOC) 知的財産権部組織図

- ・商標、商号、不正競争に関する法律
- ・地理的表示 (GI)
- ・営業秘密

### Department of Intellectual Property Rights (D/IPR)



職員数  
78名  
(商標審査官13名)



## 工業・科学・技術・イノベーション省 (MISTI) 産業財産権部組織図

※工業手工芸省 (MIH)から2020年名称変更。  
同時に科学技術革新総局と科学技術革新研究所を省内に新設。

- ・特許、実用新案、意匠に関する法律
- ・回路配置
- ・種苗法



職員数19名



## <知財の権利化・エンフォースメント>

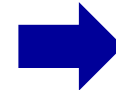
・特許：ほぼ100%の出願が外国出願。  
運用上、特許で実体審査は行われてない。  
他庁の審査結果待ち or 他庁に審査依頼。

・商標・意匠：実体審査あり。  
商標権侵害にはC&Dレター送付、DIPRによる調停が効果的。  
それでも解決しない場合はカンボジア模倣品対策委員会（CCCC）への申立てが有効。  
民事・刑事訴訟は非常に困難（予測不可能、高額）で、ほとんど利用がない。

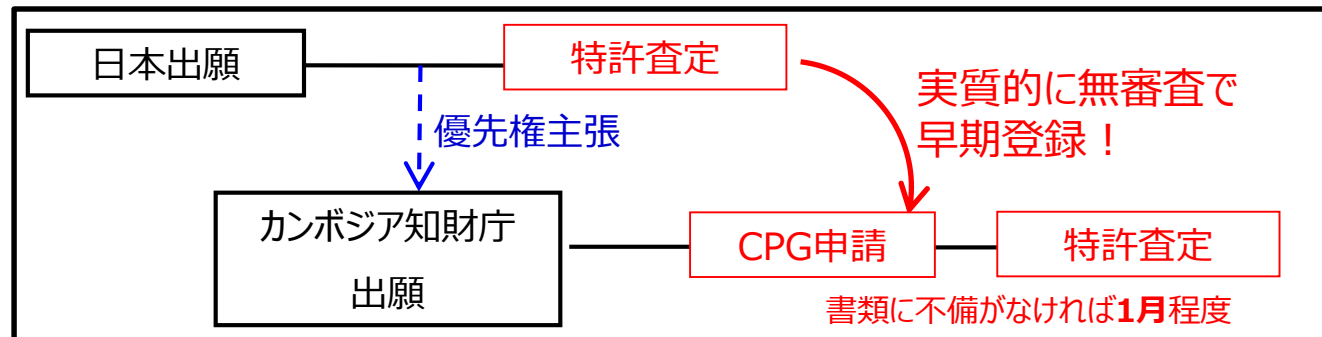


## <CPG（特許の付与円滑化に関する協力）の活用状況>

・2016年7月より開始。  
日本特許庁で審査を経て特許となった出願に対応する出願について、  
出願人からの申請により、カンボジア知財庁でも特許が付与されるもの

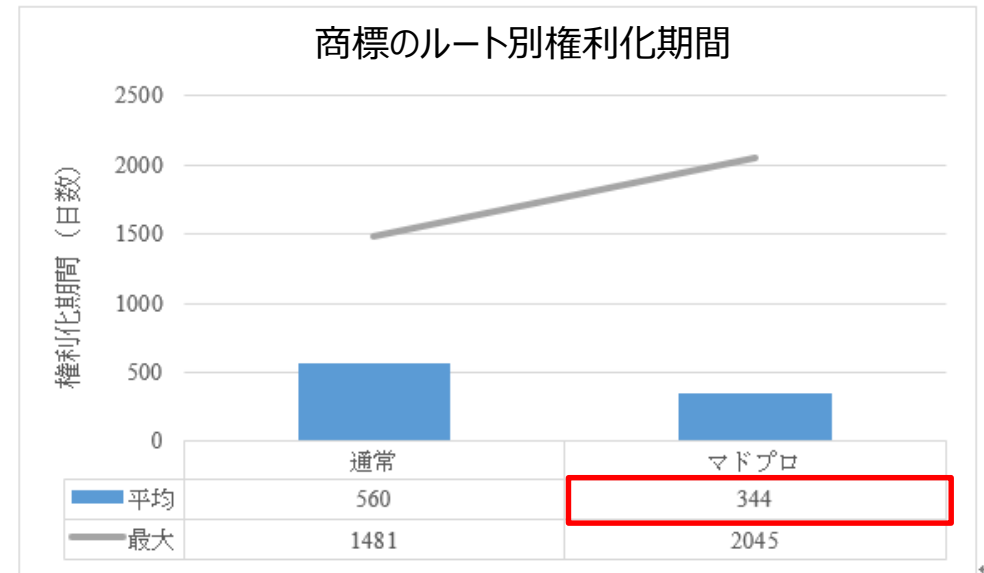
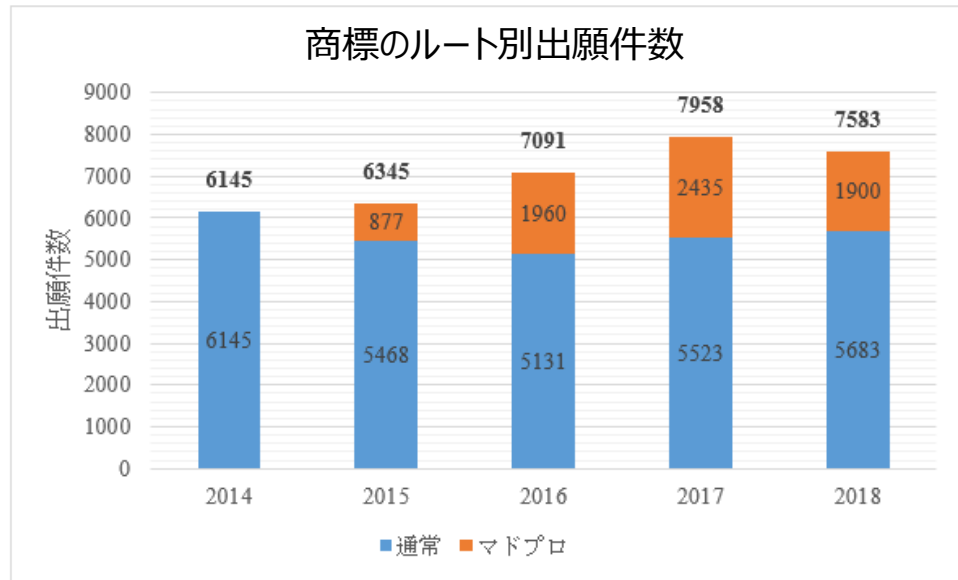


カンボジア特許出願は早期権利化のためCPG申請を！



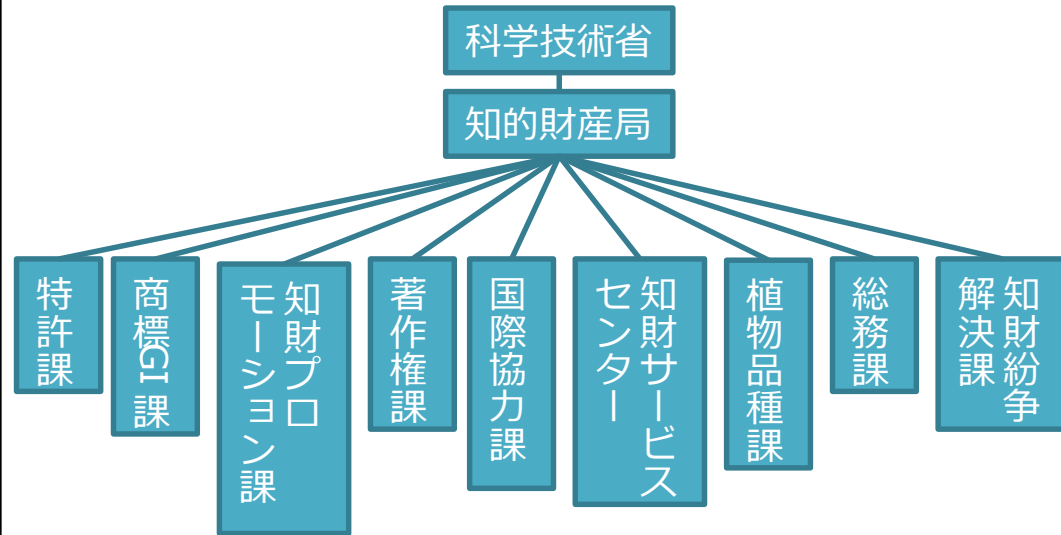
CPG（2020年2月時点）	
申請件数	特許査定
33	22

【参考】再登録制度（登録／出願）  
SG: 38/55 CN:88/207  
KIPOとも2019年11月～実施



➤ マドプロを利用した方が、早期権利化が期待される。

## ラオス知的財産局組織図



## ラオス知財局 カンラシー知財局長



工業商業省で貿易畑を  
20数年経験

在タイ・ラオス大使館公使、  
ラオス工業商業省市場部  
副部長を経て

2014年 ラオス科学技術  
省知的財産局局長就任

## ラオス科学技術省知的財産局



設立  
2011年

職員数  
59名

予算  
約5万USドル

審査官数  
特・意：8名  
商標GI：9名

## <知財の権利化・エンフォースメント>

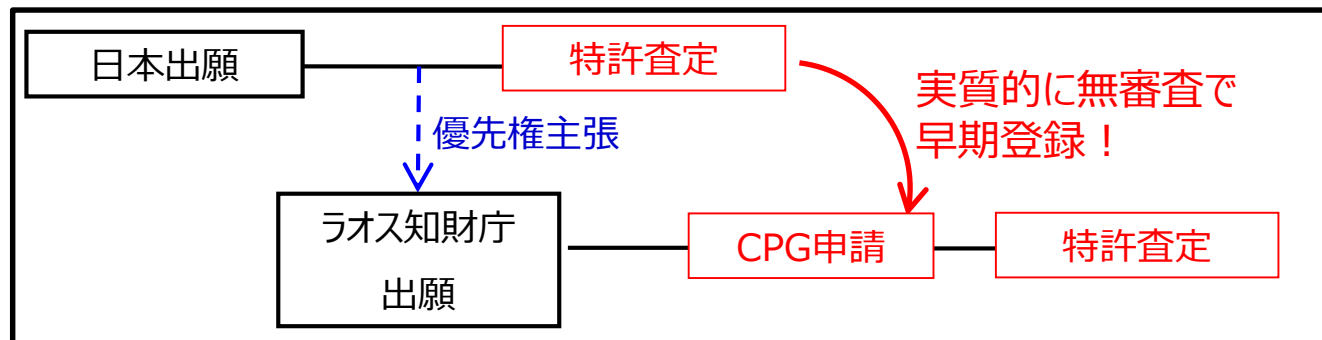
- ・特許：100%に近い出願が外国出願。  
運用上、特許で実体審査は行われていない。  
他庁の審査結果を待つ必要あり。登録件数は10件弱。
- ・商標・意匠：実体審査あり。  
警察・税関を利用した行政摘発が有効とされている。



## <CPG（特許の付与円滑化に関する協力）の活用状況>

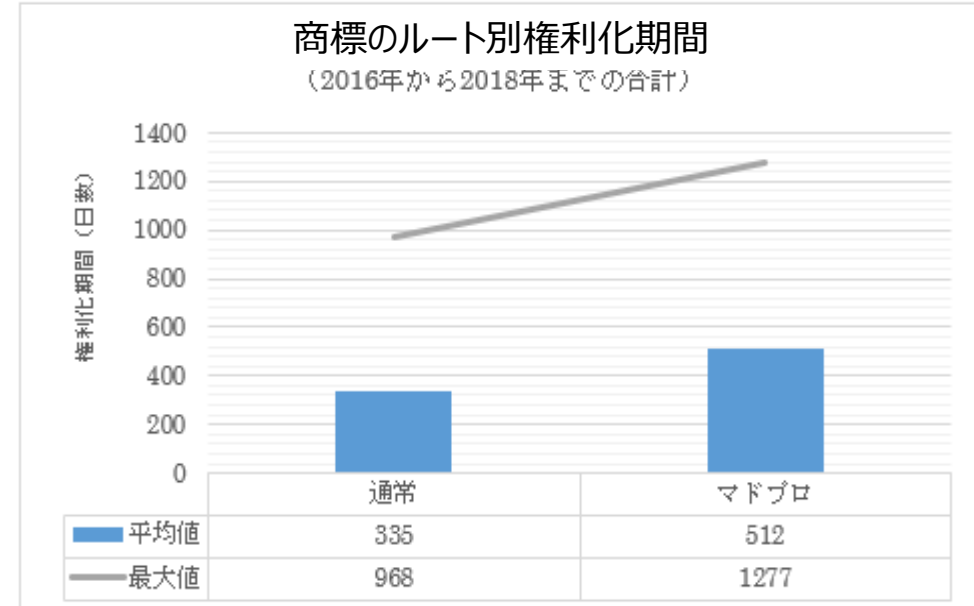
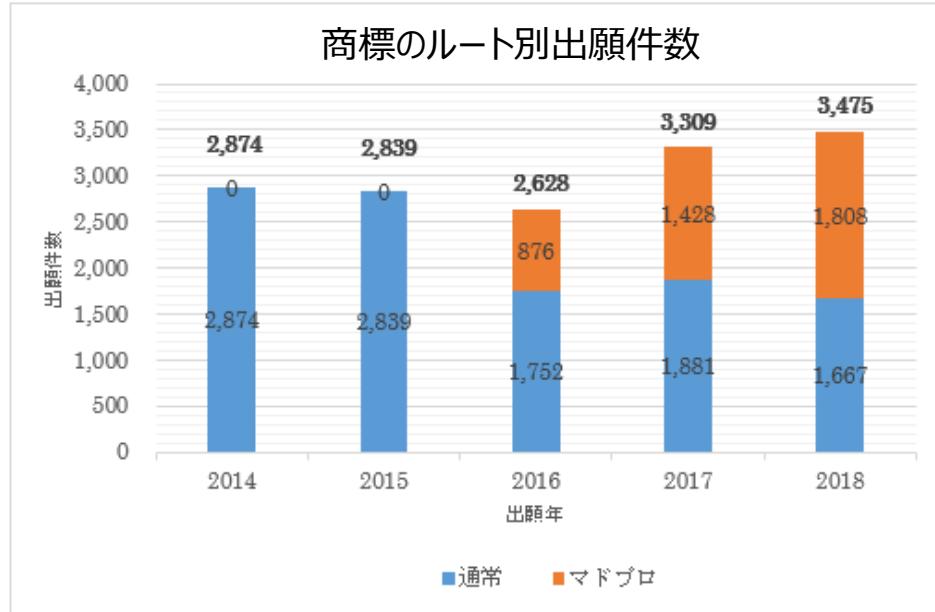
- ・2016年11月より開始。  
日本特許庁で審査を経て特許となった出願に対応する出願について、  
出願人からの申請により、ラオス知財庁でも特許が付与されるもの

ラオス特許出願は早期権利化のためCPG申請を！



CPG		
申請件数	特許査定	審査中
17	7	10

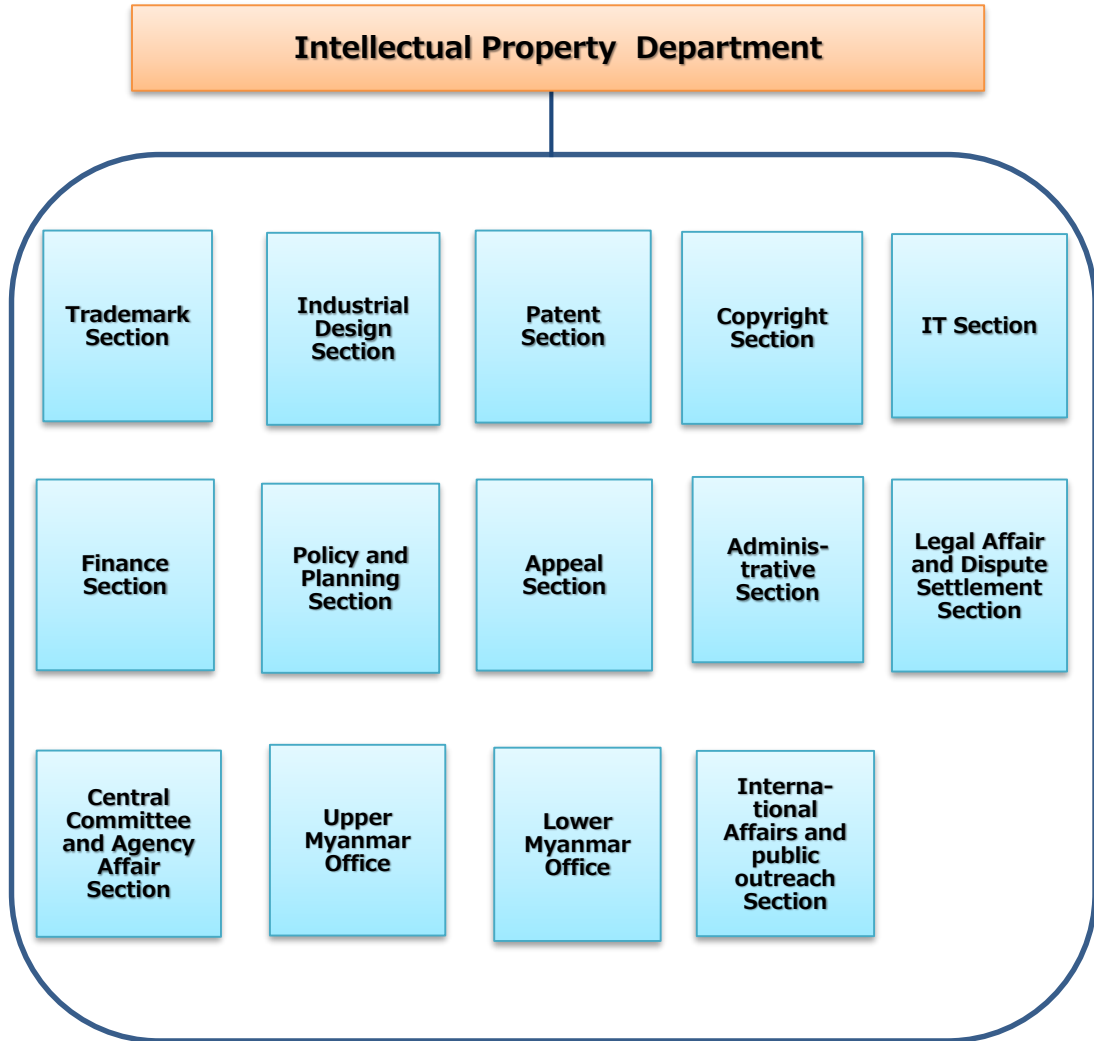
Source: ラオスDIPとの意見交換



- マドプロ出願が増加傾向にある一方で、マドプロ担当審査官が少ないからか、マドプロ出願の方が権利化期間が長い。



## ミャンマー知財財産局 組織予定図 (2020年2月時点)



## ミャンマー教育省研究革新局

モー・モー・トゥエ  
教育省知財部長  
(知的財産局長候補)

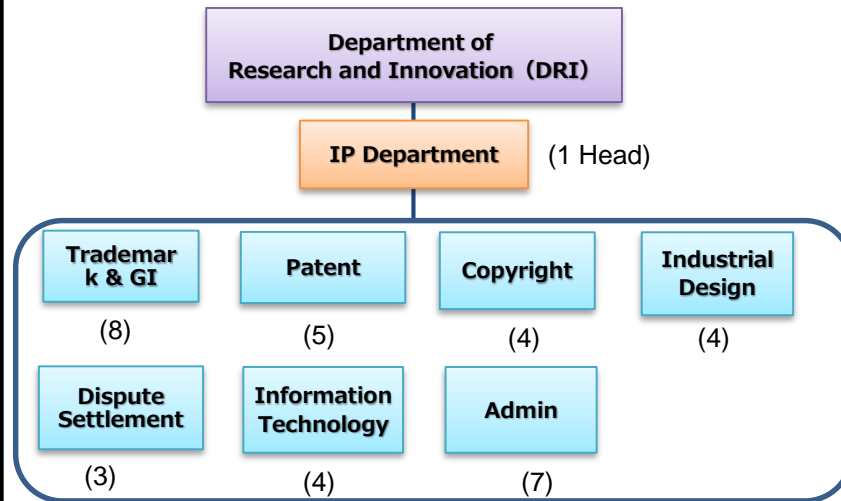


## 現在の知財担当部署 (合計36名) (2020年2月時点)

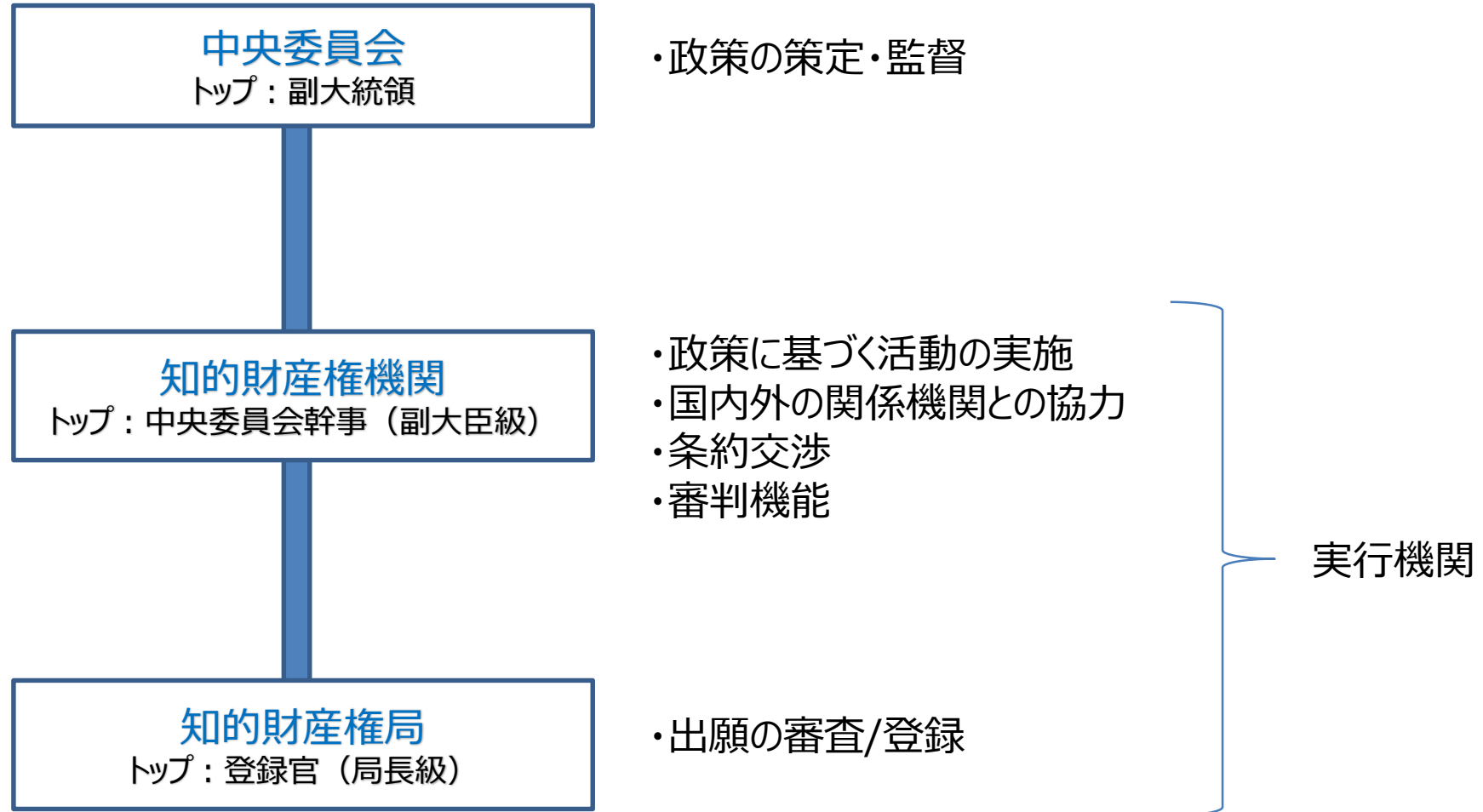


### ミャンマー教育省

※2016年4月新政権下で省庁再編、科学技術省が教育省へ統合。知財担当部署も教育省へ移管。  
※知財法施行前に教育省から商業省へ移管予定。



## <ミャンマー知財行政の組織構造>



- 2020年5月8日付官報にて「中央委員会」のメンバーが発表され、第1回が6月3日に開催された。

**(1) 副大統領：議長**

⇒第二副大統領（ミャンマーには副大統領が3人。第一副大統領は軍人出身だが第二・三は文民。）

**(2) 連邦の省の大臣：副議長**

⇒商業省大臣

**(3) 関連省庁の副大臣：構成員**

⇒計画・財務・工業省副大臣、投資及び海外経済関係省副大臣、情報省副大臣、農業・灌漑・畜産省副大臣、教育省副大臣

**(4) その他適切な省庁の副大臣又は局長：構成員**

⇒警察隊長官を含め各省庁のDG14名

**(5) 知的財産専門家（4人を超えないものとする）：構成員**

**(6) 2人の非政府組織（NGO）代表者：構成員**

⇒(5)(6)合わせて以下の6名の民間出身者

①元ヤンゴン大学法学科長Daw Khin Mar Yee、②MIPPA会長U Kyaw Kyaw Win、③MIPPA副会長兼ミャンマー映画会委員Daw Swe Zin Htike、④マンダレー市開発委員兼マンダレーYadanarbon銀行取締役U Ye Myat Thu、⑤ミャンマー商工会会長、⑥ミャンマーエンジニア会会長

（MIPPA（Myanmar IP Proprietors' Association）は、知財に関心のある法律家、企業家等で構成される団体で会員数300～400名。）

**(7) 大統領によって任命された者：秘書官**

⇒商業省副大臣

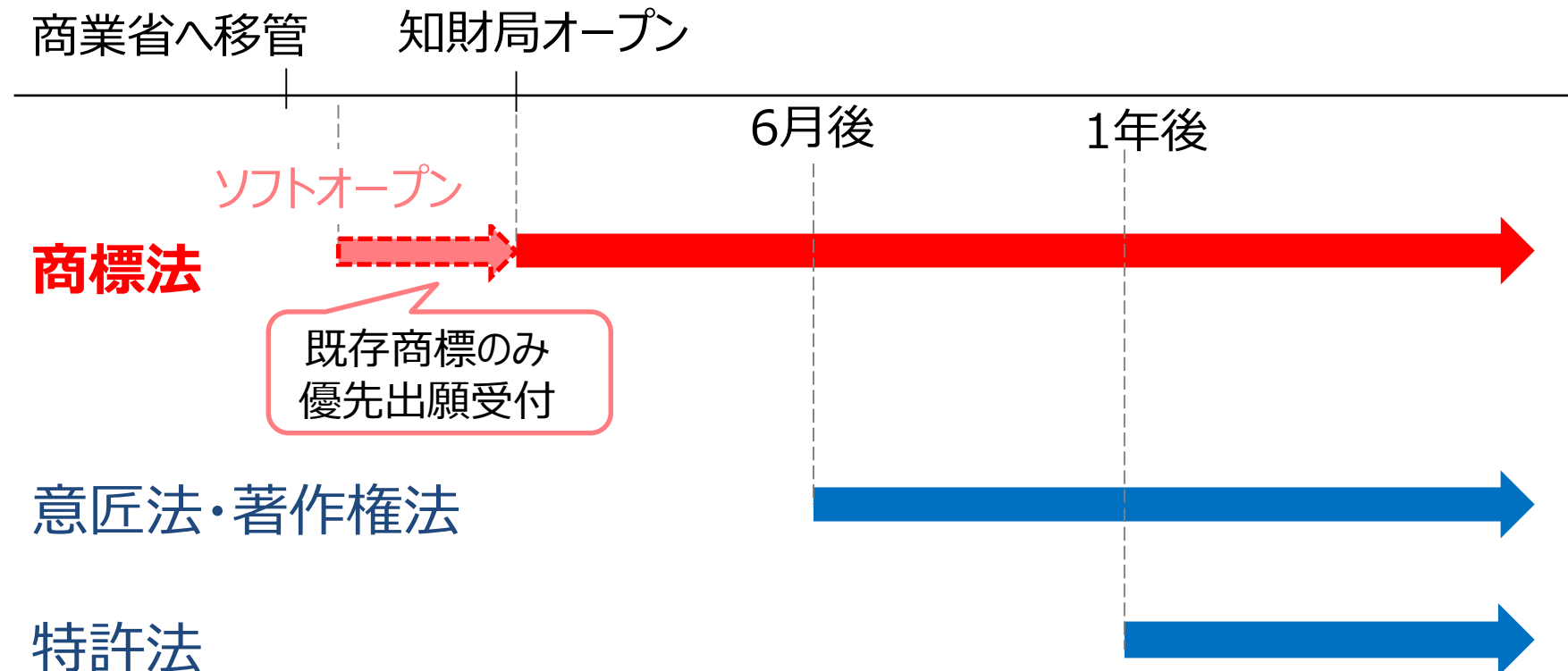
**(8) 部局の局長：共同秘書官**

⇒商業省消費者関連局DG

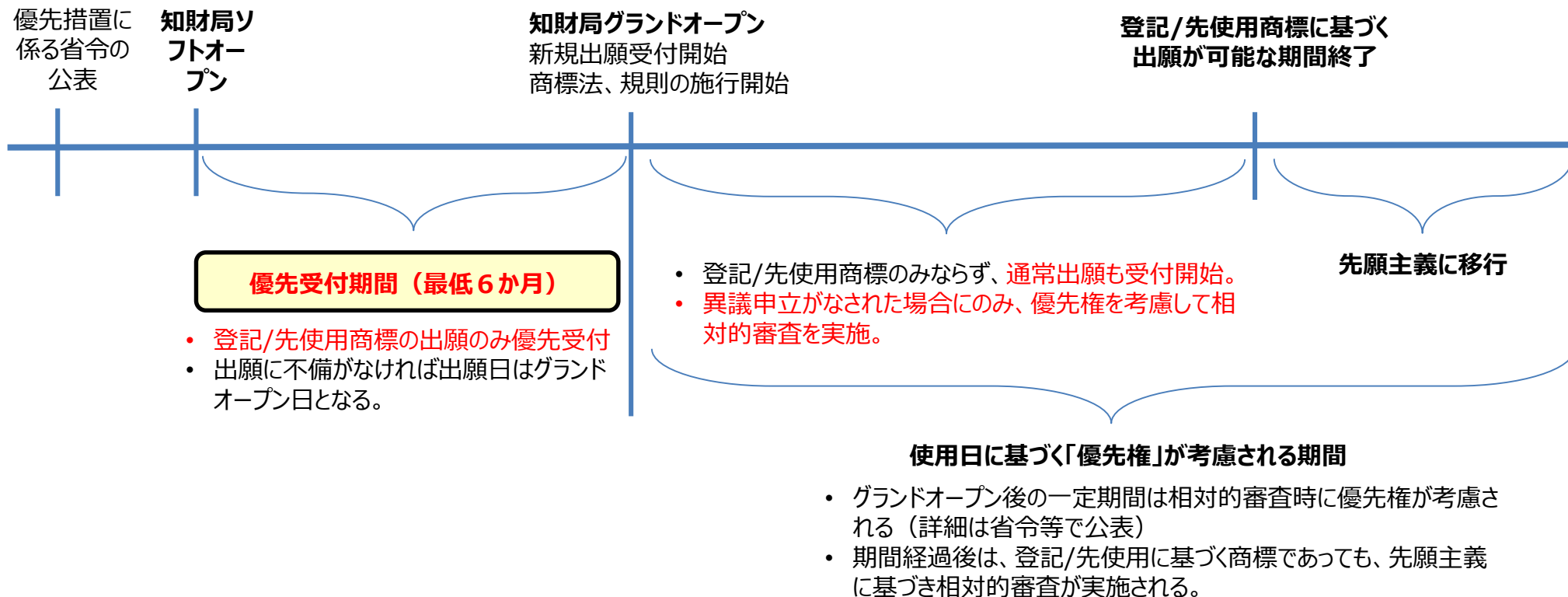
## <知財法の状況>

- 意匠法・商標法：2019年1月30日に大統領署名、法案成立。
- 特許法：2019年3月11日に大統領署名、法案成立。
- 著作権法：2019年5月24日に大統領署名、法案成立。

※いずれの法律も未施行。



- 登録商標の所有者、ミャンマー市場での先使用商標の所有者は、商標法の下で商標権を得たい場合は、商標法に従って出願する必要あり（商標法93条）。
- 登録商標・ミャンマー市場での先使用商標の所有者は、使用日に基づく「優先権」が与えられ、一定の優先措置あり。
- 優先措置の内容や手続きは、今後、省令や商標法施行規則で公表される予定。



# ありがとうございました

ジェトロ・シンガポール事務所  
知的財産部  
TEL : +65-6429-9553

ジェトロ・バンコク事務所  
知的財産部  
TEL : +66-2253-6441 ext. 140  
Email : [bgk\\_ip@jetro.go.jp](mailto:bgk_ip@jetro.go.jp)

今後もウェビナー情報を配信しますので、是非ご登録ください！

メールマガジン「東南アジア知財ニュース」  
「東南アジア知財ネットワーク」については、  
<http://www.jetro.go.jp/world/asia/ip/> へ

本資料で提供している情報は、ご利用される方のご判断・責任においてご使用下さい。  
ジェトロでは、できるだけ正確な情報の提供を心掛けておりますが、本資料で提供した内容に関連して、ご利用される方が不利益等を被る事態が生じたとしても、ジェトロは一切の責任を負いかねますので、ご了承下さい。